平成２１年（フ）第２６１０号
横浜市旭区市沢町1133番地４　パラシオ202
債務者　田崎　敦子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１８号
横浜市栄区桂台西２丁目６番７号
債務者　吉岡　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１９号
横浜市栄区桂台西２丁目６番７号
債務者　吉岡　ミキ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６３２号
横浜市港南区港南台９丁目27番６―501号
債務者　岩本　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４２号
神奈川県綾瀬市大上４丁目18番29号
債務者　程嶋　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４６号
神奈川県大和市福田6005番地山口ハイツ101、住民票上の住所神奈川県大和市林間１丁目17番４号第２鈴木荘201
債務者　神藤　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６５４号
神奈川県大和市南林間２丁目19番10号　コンフォーレ南林間203号
債務者　古木　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６５８号
横浜市港南区笹下２丁目24番26号　ハイツ司２―203号室
債務者　飯田千鶴子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７２５号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目32番11号
債務者　田村由加利
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６号
秋田県横手市十文字町谷地新田字谷地開闢70番地
債務者　武内　良子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１８４号
秋田県横手市朝日が丘２丁目10番６号
債務者　藤原　康子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第７１３３号
大阪府大東市御供田２丁目２番15号、住民票上の住所大阪府大東市平野屋２丁目４番12号ハピネス48―207号
債務者　若山　　始
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９７号
大阪府箕面市稲２丁目10番16―201号
債務者　古家　庄平
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７６９号
大阪府茨木市片桐町１番22号
債務者　村島　学樹
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５号
秋田県山本郡藤里町粕毛字家の後124番地４
債務者　松島美理子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部